

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 KAIM Marcin Mateusz

論 文 題 目

**TOWARDS A CONCEPT OF ALTERNATIVE PARTICIPATION:
A THEORETICAL AND EMPIRICAL BASED APPROACH**

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 田村哲樹

名古屋大学大学院法学研究科教授 後 房雄

名古屋大学大学院法学研究科教授 武田宏子

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

1. 本論文の要旨

本論文は、政治参加の概念の再検討を行うものである。全体は2部構成となっている。前半の第Ⅰ部「理論的考察——政治参加の新たな概念としてのオルタナティブな参加」では、政治参加概念の理論的考察を行う。ここでは、政治参加を「通例的 (conventional)」な参加と「非通例的 (unconventional)」な参加とに区別する従来の発想が批判され、新たに「オルタナティブ」な参加という概念が提起される。さらに、政治理論家のシャンタル・ムフと社会学者のニクラス・ルーマンとの理論を援用することで、オルタナティブな参加の特徴づけが試みられる。すなわち、オルタナティブな参加は、人々の闘技的な社会化をもたらすとともに、政治の意味を拡張するものであることが論じられる。また、闘技にとって社会的リアリティの反省的観察が必要であることが論じられる。

後半の第Ⅱ部「経験的研究——オルタナティブな参加を通じた闘技的な社会化」では、第Ⅰ部での理論的考察を経験的分析に結び付けることが試みられる。ここでは、オルタナティブな参加と闘技的な態度に関するいくつかの仮説が計量分析を通じて検証される。その結果として、オルタナティブな参加は闘技的な態度の形成に対して正の効果を持つこと、怒りや嫌悪などのネガティブな情念は闘技的な態度の形成に対して負の効果を持つこと、そして、反省的観察は闘技的な態度の形成をもたらすことが確認される。

以下では、本論文の内容をより具体的に紹介する。まず「序論」では、本研究が、ポスト社会主義体制のポーランドにおける政治参加への態度や政治への不満への関心と、そこから生じた自由民主主義の再検討への関心とに端を発していること、および、政治参加概念の再検討の必要性が述べられている。

第Ⅰ部「理論的考察——政治参加の新概念としてのオルタナティブな参加」は、4つの章から成る。第1章「様々な政治参加形態の増大の説明」では、政治参加概念の歴史的展開を概観する。ここでは、近年において抗議運動などの新たな政治参加形態が増大し、それらを把握するために、通例的／非通例的という概念区分が用いられるようになったことが確認される。また、非通例的な参加という概念の提起が、「政治」概念の再定義や新たな民主主義理論の登場と関わりがあることも指摘される。

次に第2章「オルタナティブな参加の定義」では、「通例的」および「非通例的」な参加との対比で、「オルタナティブ」な参加の概念を特徴づけることが試みられる。本論文は、「通例的」と「非通例的」の二分法的な概念化では、様々な新たな政治参加の形態を適切に把握できないと主張し、そこに「オルタナティブ」な参加を加えた三分法的な概念化を提示する。

その作業は、次のようにして進められる。まず、通例的な参加は、①合法的、

②制度的、③（政府レベルでの）与党／野党の論理、④公共空間志向、⑤集合性（集団）志向、⑥社会的統一性の創出、という6つの特徴によって捉えられる。他方、非通例的な参加は、①非合法的、②非制度的、③政府（統治者）／被治者の論理、④私的空間志向、⑤個人志向、⑥社会的多元性の創出、という6つの特徴によって把握される。

これに対して、オルタナティブな参加は、上記のような「通例的」と「非通例的」という区分そのものに対するオルタナティブとして位置づけられる。すなわち、オルタナティブな参加は、「通例的」の諸特徴と「非通例的」の諸特徴とを、何らかの形でのミックスとしたものとして把握される。それはたとえば、①合法的、②制度的、③政府（統治者）／被治者の論理、④公共空間志向、⑤個人志向、⑥社会的多元性の創出、という形をとる。また別の例を挙げれば、①合法的、②非制度的、③政府（統治者）／被治者の論理、④私的空間志向、⑤個人志向、⑥社会的多元性の創出、という形をとるかもしれない。

このように、本論文におけるオルタナティブな参加とは、「通例的」参加と「非通例的」の両方の参加の特徴を、何らかの組み合わせで併せ持つような政治参加の形態のことを意味する。より具体的なオルタナティブな参加の事例としては、合法的なデモやストライキ、非合法的な暴動などの行動、エレクトロニック・ダンス・ミュージック・カルチャー、インターネット上のSNSで「いいね」などのボタンをクリックすることで意思表示を行う「クリックティビズム (clicktivism)」が挙げられている。

第3章と第4章では、オルタナティブな参加を理論的に彫琢する作業が行われる。まず、第3章「闘技的な社会化としてのオルタナティブな参加」では、「オルタナティブ」な参加を、政治理論家のムフが提唱する「闘技」概念と結びつけることが試みられる。つまり、本章では、オルタナティブな参加が「闘技的な社会化」を生み出すものであることが論じられる。

次に、第4章「ルーマンのシステム理論とオルタナティブな参加」では、社会学者であるルーマンの社会システム理論を援用したオルタナティブな参加の特徴づけが行われる。彼の社会システム論を概観した上で、本章で主に論じられるのは、次のことである。第一に、前章で論じられた闘技的な社会化には、ルーマンの言う「二階の観察者」になることが含まれることである。第二に、ルーマンに依拠することによって、オルタナティブな参加を、通常の意味での政治システム以外の場所で発生するものとして理解することができるようになることである。なぜなら、ルーマンの理論は、政治システムと社会との通常の違い自体を問い直し、「政治システム『と』社会」ではなく、「社会『における』政治システム」という考え方を表現するものだからである。

後半の第Ⅱ部「経験的研究——オルタナティブな参加を通じた闘技的な社会化」は、

第5章～第8章の4つの章から成る。まず、第5章「理論的研究と経験的研究を結びつける」では、第I部で提示されたオルタナティブな参加についての理論を、どのようにして経験的研究に転換するのかを説明する。そのために、第一に、経験的分析における仮説や変数の確定は、理論を基盤にすることで可能になることが論じられる。具体的には、ここでは、第II部の経験的分析で検証される3つの仮説（後述）が提示されるとともに、その仮説が第I部で検討されたムフやルーマンの理論といかに適合的であるかが述べられる。第二に、経験的分析を行う際に、理論とその経験的分析のために操作化された指標との関係を、客観的なものとして理解するべきではないことが述べられる。

第6章「政治参加論における先行事例研究の分析」では、政治参加に関する38の先行事例研究の検討が行われる。本章での検討は、続く第7章、第8章における参加と闘技的態度との関係についての経験的分析のための予備的な作業として位置づけられる。第一に、第5章で提示された経験的分析のための3つの仮説に含まれている諸要素が、先行事例研究でどのように扱われているかが検討される。具体的には、オルタナティブな参加の諸形態、(闘技的な)態度、怒りや嫌悪のようなネガティブな情念、そして、自身の見解や立場について反省的かつ批判的であること、といった諸要素について、先行事例研究での取り扱いが確認される。第二に、経験的分析のために適切なデータと方法が検討される。その結果として、次の4つの発見が、経験的分析の設計のために有益であるとされる。第一に、事例研究は、どのような指標が闘技とリンクし得るのかについての知見を与えてくれることである。それらの指標には、他者への開放性、社会性、同意可能性などの個人的性質に加えて、寛容、信頼、内的有効性感覚、社会的信念、さらには政治に関する関心や意見なども含まれる。第二に、情念が参加に影響を及ぼすということである。第三に、態度と参加との関係を分析する方法として、パネル・データ分析と回帰分析が有用だろうということである。最後に、年齢、性別、教育、所得などの変数は、統制変数として理解するべきだということである。

続く第7章「GESIS パネル調査に基づく経験的分析」および第8章「Stanford Civic Purpose Project のパネル調査に基づく経験的分析」では、第6章での知見を踏まえつつ、第5章で提示された3つの仮説が、二つのデータセットの計量分析によって検証される。二つのデータセットのうち、GESIS パネル調査はドイツで、スタンフォードパネル調査はアメリカで実施されたものである。その3つの仮説とは、①オルタナティブな参加は、闘技的な態度の形成に対して正の効果を持つ、②怒り、嫌悪、不安といった情念は、闘技的な態度に対して負の効果を持つ、③反省性と批判的な検討は、態度に対して正の効果を持ち、その結果として、敵対から闘技への変容に影響を及ぼす、というものである。そして、分析の結果は、いくつかの限界や留保すべき点もあるものの、基本的にはこれら3つの仮説が妥当であることを示す

ものであったとされている。

2. 本論文の評価

(1) 意義

本論文の意義として、以下に述べる3点を挙げることができる。第一に、政治参加の概念として、「オルタナティブな参加」という概念を、独自の考察を通じて精緻化したことである。本論文では、政治参加の諸概念に関する先行諸研究を検討した上で、オルタナティブな参加の概念を、「通例的な参加」と「非通例的な参加」という区分そのものへのオルタナティブとして位置づけることを新たに提案している。また、そのオルタナティブ性を、通例的な参加と非通例的な参加のそれぞれの諸要素のミックスとして表現するとともに、いくつかの具体例も提示することで、オルタナティブな参加の概念の説得性を高めることに成功している。

第二に、オルタナティブな参加の概念を特徴づける際に、シャンタル・ムフとニコラス・ルーマンの理論を援用したことである。ムフは著名な政治理論家であり、ルーマンもやはり著名な社会学者であるが、政治学の理論研究において、両者の理論が共に援用されることはきわめて珍しい。その意味で、この両者を援用すること自体に、本論文の独自性を見て取ることができる。それに加えて、本論文では、オルタナティブな参加を、闘技的な態度（ムフ）、および反省性と政治の場の拡張（ルーマン）という二つの議論に結びつけることで、ムフとルーマンの両者を参照することの説得性を高めることにも成功している。

第三に、政治理論的な参加概念の考察を、経験的な分析、特に計量分析に結びつけたことである。一般に、今日の政治学では、特に規範的な含意を持つ概念に関する理論的考察と、現実が生じた政治現象をできるだけ客観的に分析する経験的研究との乖離が強まっていると言われる。そのような政治学の状況の中で、本論文は、両者の接続に果敢に取り組んだ意欲的な研究であると評価することができる。とりわけ、ムフやルーマンといった研究者の理論が計量的な経験的分析と結び付けられることは、きわめて珍しい。しかし、本論文は、彼女たちの理論を基盤としつつ、それを経験的検証に開かれた仮説・変数へと操作化することで、計量分析に結びつけている。特に、（参加という）行動や情念と、（闘技的な）態度との因果関係の解明は、計量的な分析に主に従事する研究者では、正面から取り組むことは難しかったと思われる。

(2) 問題点

しかしながら、本論文には、次のような問題点も存在する。第一に、理論面において、「通例的な参加」と「非通例的な参加」という区分それ自体に対するオルタナティブとしての「オルタナティブな参加」、という本論文の概念構成には、疑問の余地があ

る。すなわち、本論文における検討は、オルタナティブな参加とされているものが非通例的な参加の範疇に収まってしまう可能性を払拭しきれていないように思われる。

第二に、やはり理論面において、通例的、非通例的、オルタナティブの各政治参加の構成要素について、本論文では6つのものが挙げられているが、なぜ6つであるのかについての説明が十分ではない、という点である。仮に構成要素が6つではないとしても、そのことによって直ちに本論文の理論的考察の意義がなくなるというわけではない。しかし、なぜ6つなのかについての説明がより行われることで、本論文における概念提示の説得性はより高まったであろうと思われる。

第三に、経験的な分析について、いくつかの問題点を指摘できる。たとえば、意義のところで述べたような理論的考察を経験的分析に結びつけようとする挑戦的な研究であるがゆえに、取り扱うデータが独自に収集したものではなく、二次分析データでよいのかという点については疑問が残る。また、いくつかの箇所、計量分析の知識に不十分な点も見受けられる。ただし、本論文には、上記のような理論的意義が存在する上に、本文および付録から、本論文の著者が自らの経験的分析の限界について十分に自覚的であることも見て取ることができる。

(3) 博士（比較法学）としての評価

以上の本論文の意義と問題点を踏まえつつ、博士（比較法学）の課程博士論文の判定基準に照らして評価するならば、以下ようになる。すなわち、本論文は、①先進諸国における自由民主主義を自明視しないで政治や民主主義を考えるとという志向性を有している点で、(A)「アジア法整備支援および関連する領域に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献していること」の基準、②比較政治学における政治参加研究を踏まえるとともに、複数国のデータの計量分析を行っている点で、(B)「主として比較法学的・比較政治学的手法によること」の基準、③その問題関心の出発点を本論文の著者の出身国であるポーランドというポスト社会主義体制における政治参加のあり方への関心に求めることができる点、および、英語とドイツ語の文献・データを利用している点で、(C)「母国（支援対象国）の問題を取り扱っており、母語以外の言語を用いて関連の研究動向を分析し、それを前提にして議論を進めていること」の基準、④政治参加概念の再検討という問題設定を行い、「オルタナティブな参加」概念を独自に彫琢した点で、(D)「問題設定が明確であり、設定した問題に対する自分なりの回答が出されていること」の基準、⑤オルタナティブな参加について、2.の「意義」の箇所で述べたような理由から、(E)「従来の研究と比較して独自性が認められること」の基準、⑥理論的考察、仮説提示と概念の操作化、そして計量分析の三者を結びつけ、かつ、経験的分析の限界を自覚している点で、(F)「論理的に堅固であり、予想される批判に対する回答が用意されていること」の基準を、それぞれ満たしている。

3. 結論

以上に述べた通り、本論文は、体制転換国における人々の政治参加のあり方への関心から、政治参加について、理論的な再検討を通じた新たな概念構築に取り組むとともに、複数国の統計データの計量分析によって、その経験的検証を試みたものである。本論文には、既に述べたようないくつかの問題点も存在する。しかし、それらは、本論文の意義を否定するほどのものではない。したがって、審査委員は、本論文が博士（比較法学）の学位授与にふさわしい論文であるとの評価で一致した。